

第一種・第二種銃猟狩猟者の皆さんへ 広島県【令和8年度】

● 次のことに注意して事故や違反のないように心がけましょう。

- 1 矢先の安全を確認しなかったことによる狩猟事故が起きています。
発砲に際しては、矢先の安全を十分に確認しましょう。
- 2 狩猟鳥獣以外の鳥獣は捕獲できません。
狩猟鳥獣であるかどうかを必ず確認しましょう。
- 3 工事や森林作業、散策等で林野等に人が居るかもしれません。
猟をされる場合は、周囲を十分に確認しましょう。
- 4 捕獲数の制限、捕獲禁止の場所、銃猟の禁止、猟法の禁止又は制限に違反していないかどうかよく確認しましょう。
- 5 発砲の必要性がおこる直前まで装填しないこと。また発砲後、発射の機会がなくなったら必ず脱包すること。
- 6 転倒・転落することのないよう無理な行動は避ける、銃器を正しく保持する、同行者の行動を常に確認しておく等、基本的な事項を遵守しましょう。
- 7 水平撃ちを避けましょう。前方がよく見通せ、危険のない場合以外は、水平またはそれに近い角度で発砲することは止めましょう。
- 8 1月17日及びその前後の日でガンカモ類の生息調査を実施しますので、カモ類の狩猟自粛をお願いします。
- 9 ヨシガモ、ハシビロガモ及びクロガモは生息数が少ないので、捕獲を自粛してください。
- 10 鉛散弾使用禁止区域が福山市熊野町内光林寺池に設定されています。その他の区域でも、鉛中毒を防ぐために、非鉛弾の使用についてご配慮ください。詳細についてはこちらを参照してください。
(県 HP: 鉛弾の規制について<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/huntinglicense/namari.html>)
- 11 自然歩道付近での狩猟については、公道と同様に、利用者の安全に十分配慮してください。
- 12 作物等がある土地では、土地所有者の承諾が必要です。作物などがない場所でも、他人の土地に立ち入って自由に狩猟できるわけではありません。猟犬の管理も十分に行い、土地所有者とトラブルにならないように、マナーの向上に努めましょう。
- 13 近年、猟犬が人やペットを襲う事例が増えています。猟犬の管理を徹底して事故を無くしましょう。
- 14 猟犬などに設置する狩猟者発信機の使用にあたっては電波法を遵守し、違法なものは使用しないでください。
- 15 学校等公共施設や人が散策する場所との位置関係を把握し、その近隣での銃や猟犬の使用を慎むなど、危険防止に十分に配慮してください。
- 16 捕獲した鳥獣を放置することは禁じられています。回収するなど適切に処理してください。

